

岐阜市消費生活センター 生活知識講座

受講は無料です

成年年齢引下げと消費者被害

平成30年6月国会で改正民法が成立し、施行日の平成34年(2022年)4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることが決まりました。

平成29年度の全国の消費生活相談者の年齢構成をみると、未成年取消権を行使できる19歳と行使できない20歳の間で大きな差が見られます。

また、改正民法施行日には、満18歳から満20歳の方が一斉に成年に達するため、消費者被害の若年化だけでなく、消費者被害そのものが爆発的に増えることが想定されます。

そこで、最近の悪質商法の手口を紹介しながら、成年年齢引下げが今後与える影響及び行政の対策について学びます。

平成31年1月26日(土)

午前10時00分～11時30分

【講師】 小司 隆信（司法書士）

***講師が変更になりましたのでご了承ください**

【場所】 ハートフルスクエア-G 2階 大研修室

【定員】 先着100名 **受講は無料です**

【申込み方法】 はがき、電子メール、FAXまたは

直接来所にて、講座名・郵便番号・

住所・氏名・年齢・電話（FAX）番号を明記の上、

1月11日（金）までに申込み（必着）

後日、結果を通知します



***手話通訳、託児あり（先着お子様4名）希望者は受講申込みと一緒に申込みください**

申込み・問い合わせ先

岐阜市消費生活センター

〒500-8856 岐阜市橋本町1丁目10番地23

TEL 058-268-1067

FAX 058-268-1066

アドレス s-seikatsu@city.gifu.gifu.jp

※この事業は、岐阜県金融広報委員会の助成・協力を得て実施します。